

第1回 釧路地域4市町合併協議会都市環境小委員会

日 時 平成16年7月12日(月) 午前10時から

場 所 釧路市観光国際交流センター 2階 視聴覚室

出席者(11名)

委員長 二瓶 雄吉

副委員長 中村 藤雄

委員 門間 俊二

小笠原 和子

松橋 主幸

金山 泰明

清水 一芳

山田 圭祐

佐藤 幸雄

東 利勝

川村 利明

欠席者(1名)

委員 梅崎 明生

1 . 開会

事務局：皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今より「第1回釧路地域4市町合併協議会都市環境小委員会」を開催させていただきます。

本日は第1回の会議開催のため、会議の議長となる正副委員長が決まっておりますので、決定されるまでの間、私の方で議事を進行させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。また、これからの司会進行につきましては、着席したままとさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

2 . 委員の紹介

事務局： それでは、本日が第1回目ということですので、既に顔なじみの皆さんも多いこととは存じますが、会議次第に入ります前に自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、この会議につきましては議事録作成の関係から、委員の皆様のご発言につきましては録音させていただきます。事務局でマイクをお持ちしますので、マイクをお使いいただき自己紹介くださるようお願い申し上げます。

二瓶委員： おはようございます。釧路市の二瓶でございます。どうぞよろしくお願ひします。

門間委員： 釧路市の門間でございます。どうぞよろしくお願ひします。

小笠原委員： 釧路市の小笠原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

松橋委員： おはようございます。阿寒町の松橋です。どうぞよろしくお願ひします。

金山委員： おはようございます。阿寒町の金山です。よろしくお願ひいたします。

中村委員： おはようございます。白糠町の中村でございます。よろしくお願ひいたします。

清水委員： おはようございます。白糠町の清水でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

山田委員： おはようございます。白糠町の山田と申します。どうぞよろしくお願ひします。

佐藤委員： おはようございます。白糠町の佐藤でございます。よろしくお願ひします。

東 委 員： おはようございます。音別町の東でございます。よろしくお願いいたします。

川 村 委 員： 同じく音別町の川村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局： どうもありがとうございました。今マイクを使っていただきましたが、この会議につきましては議事録作成の関係から、委員の皆様のご発言につきましては録音をさせていただいております。事務局でマイクをお持ちいたしますので、マイクをお使いになってこれからのご発言をよろしくお願いいたしますと思います。

3 . 正副委員長の選任

事 務 局： それでは会議次第に基づき進行させていただきます。会議次第1番「委員長及び副委員長の選任」の件でございます。資料の2ページをお開き下さい。委員長、副委員長の選任につきましては、小委員会設置規程第4条第2項の規程に基づきまして、委員皆さんの互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(「事務局案」の声)

事 務 局： ただ今、事務局案というお話をいただきました。事務局でご提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

事 務 局： ありがとうございます。

それでは、委員長につきましては、釧路市の二瓶委員、副委員長につきましては、白糠町の中村委員をご提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声)

事 務 局： 二瓶委員長、中村副委員長には、お席を移動の上、ご挨拶をお願いするとともに、会議の議長につきましては、小委員会設置規程第5条第1項の規程によりまして委員長が当たることとなっておりますので、これからの進行についてよろしくお願いいたします。

(委員長、副委員長は席の移動)

二瓶 議長： おはようございます。ただ今、委員長に選任いただきました釧路市の二瓶でございます。委員長というその責任の重さを考え、今後、委員各位にご指導、ご助言等をいただきながら、この小委員会の円滑なる進行に努めて参りたいと思いますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

中村 副議長： ただ今、副委員長に選任されました白糠町の中村でございます。二瓶委員長を補佐しながら円滑な運営に努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

二瓶 議長： それでは、規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は、総数12名の内11名の出席をいただいておりますので、定足数を超過しておりますので会議は成立しております。

また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。

続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は、阿寒町の松橋主幸委員、音別町の川村利明委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いいいたします。

また会議の冒頭に事務局からお話ございましたが、この会議につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。

4 . 確認事項

二瓶 議長： それでは、早速議事に入りたいと思いますが、はじめに確認事項(1)「小委員会の役割について」事務局より説明願います。

事務局： それでは、確認事項の説明の前に、お配りしております資料について確認させていただきます。はじめに事前に配布させていただいた「都市環境小委員会第1回会議資料」、別紙2「調整方針修正案」、別紙4「合併協定項目一覧表」、さらに本日配布させていただきました別紙1「調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」、別紙3「所管専門部会変更項目一覧表」でございます。資料に不足がなければ確認事項の説明に入らせていただきます。

会議資料の3ページをお開きいただきたいと存じます。確認事項(1)「小委員会の役割について」であります。本小委員会の担任する事項につきましては小委員会設置規程第2条で「協議会から付託された事項についての調査及び審議をする。」となっております、その具体的内容は、別表の中にありますように「道路、河川、住宅、空港・港湾などの建設関係事業、都市計画、上下水道の取扱いなど、都市環境に関する事項」となっております。釧路地域4市町合併協議会は、7月7日に開催された第1回合併協議会でお諮りした事

業計画あるいは全体スケジュールが示すように、合併特例法の期限内に所定の手続きを終わらせたいとしているところであり、本委員会はそれに合わせた日程で、調整方針修正案のご審議、合併協定書整理案のご審議をいただく予定でございます。確認事項については、以上でございます。

二 瓶 議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局から「小委員会の役割について」の説明がありました。道路、河川、住宅、空港・港湾などの建設関係事業、都市計画、上下水道の取扱いなど、都市環境に関する事項という説明であります。ご質問、ご意見はございませんか。

(「ありません。」の声)

二 瓶 議 長： それでは、この事項は確認事項としてご了承いただけますか。

(「はい。」の声)

二 瓶 議 長： この事項は、確認事項と了承されました。

5 . 協 議 事 項

二 瓶 議 長： それでは、次に協議事項に入らせていただきます。

協議事項(1)「平成16年度事業について」事務局より説明願います。

事 務 局： 協議事項(1)「平成16年度事業について」ご説明いたします。4ページをお開きください。事業を大別しますと、1,246項目に分けた調整方針修正案の検討、資料では「ア」としているところであります。次いで、この調整方針修正案を前提として協定書整理案の検討をいたします。資料で「イ」としているところあります。「ア」、「イ」それぞれについてご説明いたします。

「ア」の調整方針修正案の検討でございますが、検討の対象は全体で1,246件、本小委員会の該当分で240件の案件でございます。検討手順としましては、1件1件を協議してきました6市町村合併協議会時の内容を引き継ぐことを基本とし、構成市町村の変更や状況の変化による見直し内容を専門部会・事務局で一覧表、お手元の資料としましては、別紙2の「調整方針修正案」として用意してございますので、これをもってご協議いただくことを考えております。会議の所要回数としては、今回を含め概ね2回程度を想定しております。

次に「イ」の協定書整理案の検討でございます。別紙4をご覧ください。別紙4は先の全体会議で承認された「合併協定項目一覧」であります。これは「合併協定書」に記載する項目の一覧であります。合併協定書には、制度や事業などの方向性を具体的に盛り込んで行きたいと考えておりますが、その際の記載項目の選択や記載内容について、ご協議いただきたく「協定書

整理案の検討」とここで提案させていただいております。この整理案の検討に要する会議の所要回数として、9月以降に2回程度を想定しています。協議事項の(1)についての説明は以上であります。

二瓶議長：ただ今、事務局からの説明のありました内容について、ご質問、ご意見ございませんか。

(「ありません。」の声)

二瓶議長：質疑がございませんので、この協議事項(1)につきましては、ご了承いただけますか。

(「はい。」の声)

二瓶議長：それでは、協議事項(1)につきましては、了承されました。

次に協議事項(2)に入らせていただきます。協議事項(2)「調整方針修正案の検討について」事務局より説明願います。

事務局：協議事項(2)「調整方針修正案の検討について」ご説明いたします。提案の修正案は別紙2でございますが、会議資料4ページに記載してあります修正の考え方を基本において整理したところですので、まずこちらをご説明申し上げます。

といたしまして合併の枠組み変更により、「方針」や「時期」、「調整内容」に影響が生じる項目を修正させていただきました。「a」として離脱町村の制度や事業に統合する予定だった項目、「b」として離脱町村の制度や事業との調整は不要になり「方針」や「時期」、「調整方針」を修正する項目、「c」として合併の時期を再協議することにより、経過措置期間などに修正が必要となる項目、「d」として離脱町村を除いた数値や再計算した影響試算額への修正が必要となる項目を修正いたしました。

といたしまして「調整内容」における「6市町村」や「6自治体」の記述を、削除または「市町」等に修正させていただきました。

といたしまして「方針」や「時期」の区分選択の不統一を修正させていただきました。

ただ今説明させていただいた考え方によりまして、本日ご提案させていただきました240項目中217項目の調整方針修正案につきまして説明に入らせていただきます。なお、提案につきましては、全体を5つに分けて説明させていただきますことをご了承いただきたいと思います。5つの分け方ですが、別紙2の1ページから始まります【08-01-01-01】から10ページの【08-03-03-16】の項目までを1回目、10ページの【08-04-01-01】から18ページの【08-08-05-01】の項目までを2回目、18ページの【09-01-01-01】から25ページの【09-03-02-05】までを3回目、25ペー

ジの【10-01-01-01】から31ページの【10-03-02-01】までを4回目、32ページの【12-01-01-01】から最後の43ページまでを5回目と分けさせていただきます。今の区分に準じまして説明をさせていただきます。それでは「別紙2 調整方針修正案」の1ページをお開きください。

(下記の変更があった項目について事務局より説明)

- 通番 6 【08-01-03-02】「橋梁整備」
- 通番 7 【08-01-04-01】「市町村道認定基準」
- 通番 15 【08-01-05-01】「市町村道舗装整備」
- 通番 18 【08-01-05-04】「街路灯整備」
- 通番 20 【08-01-05-06】「生活道路整備」
- 通番 24 【08-01-06-01】「道路維持・補修」
- 通番 27 【08-01-06-04】「道路除雪及び冬季路面对策」
- 通番 37 【08-03-02-01】「分譲の現況」
- 通番 38 【08-03-03-01】「建築主事の廃置(釧路支庁への進達)」
- 通番 40 【08-03-03-03】「違反建築物指導」
- 通番 41 【08-03-03-04】「建築許可」
- 通番 45 【08-03-03-08】「道路位置指定」

二 瓶 議 長: ただ今、事務局から説明のあった項目について質疑をお受けします。

(「ありません。」の声)

二 瓶 議 長: それでは、続けて説明をお願いします。

(下記の変更があった項目について事務局より説明)

- 通番 55 【08-04-01-02】「入居資格及び使用料」
- 通番 58 【08-04-01-06】「建築・建替え整備計画(住宅マスタープラン)」
- 通番 77 【08-07-01-01】「空港施設の現況」

二 瓶 議 長: ただ今、事務局から説明のあった項目について質疑をお受けしますが、何かありませんか。

(「ありません。」の声)

二 瓶 議 長: よろしいですか。

(「はい。」の声)

二 瓶 議 長: ありがとうございます。

それでは、引き続いて3回目について説明をお願いします。

(下記の変更があった項目について事務局より説明)

- 通番 102 【09 - 01 - 02 - 09】「国土利用計画法に基づく土地取引の届出」
- 通番 103 【09 - 01 - 02 - 10】「公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引の届出」
- 通番 105 【09 - 01 - 05 - 01】「開発行為の許可・指導」
- 通番 107 【09 - 01 - 05 - 03】「急傾斜地崩壊防止事業」
- 通番 116 【09 - 02 - 01 - 01】「事業の現況」
- 通番 118 【09 - 02 - 01 - 03】「民間土地区画整理事業への助成制度」
- 通番 119 【09 - 02 - 01 - 04】「土地区画整理法第76条許可」
- 通番 128 【09 - 03 - 01 - 02】「都市公園の維持管理」
- 通番 133 【09 - 03 - 02 - 04】「緑化協会」

二 瓶 議 長： ただ今事務局から説明のあった項目について質疑をお受けします。

門 間 委 員： 通番 128「都市公園の維持管理」の関係でございます。この修正案を見ますと「条例で定めている公園」という記載がありますが、この4市町で合併する場合に、維持管理の事情に違いがある中で将来的にはどのように一本化していくのか専門部会での議論の内容について教えていただきたいと思えます。

都市計画専門部会： 専門部会の中で具体的に一本化をどういう方向にするのかといった議論はしておりません。ただ、都市計画公園とその他の公園がありまして、その他の公園の部分では各町で条例化されています。合併時には条例の制定が伴いますので、今後、部会で条例の統一などについてももう少し煮詰めまして検証したいと思えます。更に、都市計画公園におきましては様々な維持管理が行われておりますので、一本化という方向性が出るかどうかは分かりませんが、この点についても再度検討したいと思えます。

二 瓶 議 長： よろしいですか。

門 間 委 員： はい。

二 瓶 議 長： その他ございませんか。

松 橋 委 員： 通番 133「緑化協会」の関係ですが、変更理由で「協会を現行体制で引き継ぐ点を明確にするため」とありますが、新市に移行した時に全体的に緑化協会が今までの事業を行うという理解になるのですか。

都市計画専門部会： この件につきましても維持管理の関係ですので、合併後に一本化を図ると

ということになります。現在、釧路市では緑化協会にて維持管理を行っておりますので、この釧路市における部分についてはそのまま維持管理は緑化協会へと引き継ぐ形になります。

松橋委員： 分かりました。

二瓶議長： その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

二瓶議長： それでは引き続いて4回目の説明をお願いします。

事務局： 4回目の説明に入ります前に、通番128「都市公園の管理維持」で専門部会からの説明がありましたが、再検証するというご発言がありましたので、次回に再提案したいと思います。

(下記の変更があった項目について事務局より説明)

- 通番135 【10-01-01-01】「事業計画」
- 通番136 【10-01-01-02】「下水道整備の現況」
- 通番139 【10-01-01-05】「下水道処理施設の維持管理」
- 通番142 【10-01-01-08】「集落排水事業」
- 通番144 【10-01-02-01】「職員配置」
- 通番145 【10-01-03-01】「会計の現況」
- 通番149 【10-01-03-05】「排水設備工事資金融資斡旋制度」
- 通番152 【10-01-03-08】「下水道審議会」
- 通番155 【10-02-01-02】「受益者負担金」
- 通番156 【10-02-01-03】「下水道関係手数料」
- 通番158 【10-02-02-02】「賦課」
- 通番160 【10-03-01-01】「整備の状況」

二瓶議長： ただ今、4回目の項目について事務局から説明をいただきました。この項目について質疑をお受けします。

川村委員： 通番144「下水道の職員配置」のところ、「釧路市の制度が変わったことによる」という説明になっており、確かに釧路市の制度で一本化することが6市町村の協議で書かれていますが、市の制度が変わったという記述では、正直、釧路市の住民でない者にとっては分かりにくい部分かと感じます。機構などがどのように変わったのか説明して欲しいと思います。

上下水道専門部会： 水道の方の項目が後ほど出て参りますが、釧路市の水道事業の場合、地方公営企業法の全面適用ということで、現在白糖町も同様ですが、公営企業管

理者が今年の3月までは水道事業管理者ということで、この管理者のもと一般職の職員と違う形で、公営企業を経営する企業職員ということで位置付けられておりました。この4月の釧路市の組織機構改革で、下水道事業についても前端的に地方公営企業法を適用しまして公営企業管理者の指揮監督下で働く企業職員として身分が確立された状態となっています。確認しましたところ、上下水道事業の職員につきましては、通常、町では水道課の中に水道・下水道の関係職員がおられて業務をされていますが、下水道もそういう流れの中で公営企業の管理下の職員として身分が確立することとなりました。具体的に総合行政センターの長と公営企業管理者の任務割りなど全体の中で確定していない部分がございますけれども、センター長の任務の役割が確認された中で、この点につきましては更に詰めていかなければならないと考えております。

川村委員： 6市町村の場合は「新市で一括行う業務・各地域で行う業務の分担を考慮し職員を配置する。」となっています。それと「各地域の整備計画・維持管理体制を勘案し、定員の適正化計画を策定し職員の適正配置を行う。」と書かれています。この書かれていることに対して、釧路市がそういうふうになったため、調整内容が「企業職員としての身分上の整理については・・・」という文言に変わっていますが、「地域の適正化計画を策定し・・・」という部分は要らないことになるのですか。

上下水道専門部会： この部分につきましては、現在、釧路市の場合で申し上げますと、市全体で定員の適正化計画が策定されています。そうしますと当然、企業会計である水道等につきましても、その方針に従って企業として独自の定員適正化計画が策定されます。そういった流れの中で、一般会計に該当する部分では6市町村協議の調整内容で記載させていただいておりましたが、水道の方では元々今回の4市町協議の中で、この旨調整内容の文面が確認されている関係上、こういった表現になっております。中身といたしましては一般会計の場合と同じように定員適正化計画を策定していくこととなってございます。

二瓶議長： よろしいですか。

川村委員： はい。

二瓶議長： その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

二瓶議長： 4回目の項目につきましては了承していただいたということで、最後の5回目の項目について事務局から説明願います。

(下記の変更があった項目について事務局より説明)

- 通番 162 【12 - 01 - 01 - 01】「事業認可の内容」
- 通番 163 【12 - 01 - 01 - 02】「事業の現況」
- 通番 164 【12 - 01 - 01 - 03】「浄水施設」
- 通番 166 【12 - 01 - 01 - 05】「消火栓整備」
- 通番 169 【12 - 01 - 01 - 08】「水道拡張事業計画」
- 通番 170 【12 - 01 - 01 - 09】「水道メーターの設置」
- 通番 176 【12 - 01 - 03 - 01】「管理システムの現況」
- 通番 177 【12 - 01 - 03 - 02】「会計の現況」
- 通番 179 【12 - 01 - 03 - 04】「積立金残高等(「等」を追加)」
- 通番 184 【12 - 01 - 03 - 09】「給水設備工事店の取り扱い」
- 通番 185 【12 - 01 - 03 - 10】「広報事業」
- 通番 186 【12 - 01 - 03 - 11】「水道審議会」
- 通番 189 【12 - 01 - 03 - 14】「給配水管の漏水」
- 通番 192 【12 - 02 - 01 - 01】「事業認可の内容」
- 通番 193 【12 - 02 - 01 - 02】「事業の現況」
- 通番 195 【12 - 02 - 01 - 04】「配水管整備」
- 通番 197 【12 - 02 - 02 - 02】「会計の状況」
- 通番 208 【12 - 04 - 01 - 04】「配水管整備」
- 通番 212 【12 - 05 - 01 - 01】「料金」
- 通番 215 【12 - 05 - 02 - 01】「検針・調定」
- 通番 216 【12 - 05 - 02 - 02】「賦課」

二 瓶 議 長： ただ今、事務局から 5 回目の項目について説明をいただきました。この点について質疑をお受けします。

清 水 委 員： 通番 189「給配水管の漏水」についてですが、変更内容の中にある「管工事業協同組合等」というのはどちらにあるのですか。

上下水道専門部会： 釧路市の場合、現在、管工事業協同組合と漏水の場合の当番体制の委託契約を結んでいます。たまたま 6 市町村の時に論議した中ではすべての町村に管工事業協同組合が組織されているという前提で議論していましたが、名称あるいは組織がない地区もございますので、現状の漏水等が起きた場合に、当番でお願いしている地域ごとの現状を委託契約の中で活かせるように「等」という表現を加えさせていただいた次第でございます。

清 水 委 員： それでは 3 町では踏襲されるという意味でしょうか。

上下水道専門部会： そのように理解しております。

清 水 委 員： 大変数多い項目を検討いただいた専門部会の皆さんには感謝申し上げます

が、今回の合併協議会は前回と違いまして合併ありきです。前回は住民の立場に立って合併の可能性を探るということで検討に入ったわけですが、今回は最初から合併するというで始まっています。そうした場合に例えば、通番 152「下水道審議会」にありますように、「地域バランスに配慮した」という項目があります。最初に戻って申し訳ないのですが、「釧路市の制度を現行のまま新市に引き継ぐ」ということになりますと住民は非常に不安を感じます。ですから例えば制度の中に「地域に配慮した」とか「地域を考慮した」といった字句を明確に書いていただかないと住民に説明する際に、私たち委員も非常に不安や不信感を感じるような表現もありますので、きちんと地域性を考慮した字句をいれていただけないものかと思います。全項目に渡ってではありませんが、特にこれから新市となった場合の3町の心情もきちんと明確にこの中に記述していただきたいと思います。

二 瓶 議 長： 事務局では、今おっしゃった意味を十分受け止めてください。

事 務 局： ただ今の清水委員のご指摘でございますが、確かに項目によりましては、「釧路市の制度に合わせる」という箇所が多く見受けられるかと思えます。それは例えば条例などの制度において、どこに合わせると良いのか判断が必要な時は、具体的な自治体名をあげて示しているケースがございます。今、通番 152 についてご指摘がありましたように、「下水道審議会」のところでは4市町の地域バランスや地域事情を考慮した委員構成になろうかと思えますが、これは都市環境小委員会に限らず、他の審議会関係でも同じような発想のもとで、整理していくべきものではないかと判断しております。ただ、具体的に例えば福祉制度のように一つ一つの制度を検討した時に、自治体名を明確にする場合、または「各市町の制度を見ながら」といった表現で示しているところもありますので、委員のご指摘については受け止めさせていただいた上で、本日の提案についてご了承いただければと思います。

清 水 委 員： その店は十分納得いたしました。付け加えて、通番 56「入居者選考委員会」についても先ほど申し述べたことと同様のことで、配慮いただきたいと思います。

金 山 委 員： 一般の人たちから釧路市と合併した時に上水道・下水道の使用料が高くなるのではないかと質問を受けるわけですが、はっきりしたことは分からない、ある程度やってみないと分からないのではないかと思いますものの、不安がたくさんあるような感じがします。どのようになっていくのか一つ一つ説明をいただきたいということと、私は阿寒湖畔に住んでいるわけですが、都市環境小委員会の関係であれば「マリモ」はどのような取扱いになるのだろうかと思っているところです。これは観光の方に入るのではないかと感じていますが、環境という分野の中で、世界的にも本当に珍しく、一番美しい「マリモ」を町が主体として管理して、それを守るために色々と努力しています。

そういったことについてはどのようになっていくのかお聞きします。

上下水道専門部会： 上下水道の料金の関係についてご説明いたします。上水道料金につきましては、一般的に合併時に釧路市の料金体系に統一するという確認されており、現状の各市町の状況を申し上げますと、阿寒町につきましては家事用が大体 80% 台の割合を占めております。その他は釧路市、白糠町、音別町も含めまして 90% 以上の利用者が家事用になってございます。そこで家事用の料金は、現状、釧路市が 3 町に比べますと大体 30% ほど安い形になっておりますので、概ね家事用を利用されている一般住民の方につきましては、30% ほど安くなる形になっております。業務用ですが、残りの需要者の方が業務用ということで、釧路市の場合、口径別の料金区分になってございまして、一般的には高くなる形になってございます。そういった中で、今、上水道で申し上げますと阿寒町地区の営業用料金がありますけれども、これにつきましては超過料金の部分で逡減制という極めて特殊な料金体系を採用しているということで、釧路市の業務用料金に合わせてしまいますと非常に影響が大きくなります。そのため阿寒町地区の営業用につきましては、現状の料金体系を新市に引き継ぎまして、新しい料金表としてそれを加え、別途段階的に補正していくことで確認されております。

それから下水道使用料ですが、これにつきましては、これも阿寒町の場合、特殊な温泉水の単価というものを持っておりますので、この部分につきましては新市の中で新たな料金表として 1 トン当たり 14 円ということで、これを加えていき、残りにつきましては上水道とは違いまして、用途別の料金体系にどこもなっておりませんので、方針としましては 5 年間かけて釧路市の下水道料金に合わせ、ご存知のとおり釧路市の下水道料金は道内で 1、2 番に高い状況にあり、上水道では下がりますが下水道では上がりますのでトータルしますと、ほぼ現状の上下水道料金の負担というふうに、一般家庭の方はほぼ同じ水準に最終的には落ち着くことになっております。一部、下水道使用料の部分で大口の需要者の方に非常に影響額が大きい部分がございます、実際に合併に向けた協議を進めている関係上、今日提案させていただいております方針の中から下水道使用料の一部につきましては、今回提案を留保させていただいております。そのため次回小委員会の中でその辺の影響の大きな部分をどのようにするのか改めて提案させていただきたいと考えております。

事務局： 2 点目にございました「マリモ」の保護の関係についてお答えしたいと思います。合併協議会の分類からいきますと教育文化小委員会の方で「阿寒国際ツルセンター」と合わせて「マリモ展示観光センター」という項目がございまして、その中で議論される予定でございます。今ご指摘の点では自然保護も含め、「マリモ」についてどういう議論がされていくのだろうかといったご質問と理解したところですが、この教育文化小委員会の中では施設と関係付けていますけれども、その中で広く議論することとなります。また、住民生活小委員会の環境部門の中で自然保護に関する部分がございます。これは

特定団体について議論しているところもございますが、自然保護の観点に立った時の議論として、当然阿寒湖畔にあるマリモについては4市町として合併後にどうするのかということになるかと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

金山委員： 分かりました。大変分かりやすく説明していただきありがとうございます。確かに水道代が安くなるということは大変嬉しく思いますが、下水道が北海道一高いということですので、これも何とか安くなるよう研究、努力をしていただいて、住民から喜ばれる方向になって欲しいと思っております。

二瓶議長： 今の件は意見として受け止めさせていただくことでよろしいですか。

金山委員： はい。

小笠原委員： 通番 167「管路耐震化」についてですが、釧路市では地震に強い管にしようということで改修が進められていると聞いております。調整内容の中に白糠町のことが書かれていますが、他の2町については心配ないのだろうかということが1点です。

また、通番 197「簡易水道会計の現況」のところで、「9千万」から「7千万」と金額の修正がありますが、これは離脱した2町村を除くことで修正になるという考え方で良いのか確認させてください。

更にもう1点、先ほど下水道の問題が出ておりましたが、釧路市の普及率と比べますと白糠町や音別町などはかなり普及率が違うのではないかと思いますので、将来的な見通しが先の小委員会の議論に出ていたのかどうか確認したいと思っております。

上下水道専門部会： 通番 167「上水道施設の管路耐震化」については、釧路市には耐震化計画がありますけれども、大変申し訳ございませんが町の部分についてはどういった質問でしょうか。

小笠原委員： 3町の上水道施設については大丈夫かどうかということです。

上下水道専門部会： 現在、事業計画に沿って進めておりますが、新市になりましたらそれぞれ今使われている管種もそれぞれの市町の考え方で違いがありますので、どれが有効かというのは一概に言えない部分もございます。新市全体の中でどういった管の種類が有効なのか、こういったことも含めまして改めて事業の実施計画を立てますので、違いを解消し、統合して参りたいと考えております。

また、通番 197「簡易水道会計の状況」の2町合計で年間7千万円というのは、簡易水道の場合に特別会計で処理してございますので、阿寒町は企業会計で処理していますが、白糠町では上水道は企業会計、簡易水道は特別会計ということで、音別町の特別会計と合わせて、特別会計の場合に企業会計

と違いまして、収支ゼロという一般会計の仕組みで行われております。この部分につきましては当然、人口密度が低い割には設備投資を行わなければならないという事情で特別会計を採用し収支差が出ないようにしていますので、この考え方は新市になっても一般会計とのルールの中で確保されていくものと考えております。

下水道の普及率と整備の将来見通しの関係についてですが、確かに今、釧路市は90数%という普及率でございます。阿寒町の阿寒湖畔では早くから整備され下水道に繋がれており、本町地区においてもかなり下水道整備が進んでいる状況でございます。また、白糠町、音別町につきましては平成7年から下水道事業に着手いたしまして、13年度から供用を開始している状況でございます。音別町におきましては、あと2～3年でほぼ大勢整備されてくるという状況で、部会の中では町の現状の整備状況を踏まえつつ、地域に配慮した整備計画を立てていくことで申し合わせをしております。

二瓶議長： よろしいですか。

小笠原委員： はい。

二瓶議長： その他、ございませんか。

松橋委員： 通番162「上水道の事業認可の内容について」ですが、現状、釧路市から釧路町に上水道を流し、市の水を町民が利用しているものと理解していますが、今回、釧路町は合併しなくなるという中で、我々も聞いておかなければならないと思うわけですが、町への給水単価は市の原価計算とバランスが取れているのかどうか、これから合併する立場で確認しておきます。

またもう1点、給水に関する色々な取り決めが当然あるかと思えますけれども、その内容について資料を提出していただければと思います。

上下水道専門部会： 釧路町の水道の現状を申し上げますと、旧セチリ太地区には町名では北見団地など6つの町があるわけですが、あの辺を中心に6町内の地域につきましては釧路市の給水地域ということになっております。釧路市が昭和40年代の前半から水道事業の許可を受ける中で、行政区域と同じ扱いである給水区域がございます。その部分につきましては、水道料金体系から水道メーターまでの施設関係に至る全部の維持管理までを釧路市内と同じように市の水道事業の責任で行っております。料金の徴収も、滞納整理から含めて全て釧路市と同じような取扱いになっております。

一方、水分区域と言われる部分がございます。釧路町で水道事業として認可を受けまして、通常であれば浄水場を自ら建てて、そこから水を住民の皆さんに提供するのですが、供給する元の部分を釧路市から分水し、町が買う形であって、町で大きなタンクを2つ用意しまして、そこに市の浄水場から直接購入した水をためて、釧路町が水道事業として町民の方に配給し、一

般の水道事業と同じ経営を行っています。料金の関係ですが、平成 15 年度の給水原価は 1 トンで申し上げますと 190 円台ですが、現在釧路町につきましては 12 年 4 月からの料金で申し上げますと、税抜きで 1 トン 224 円で売っております。この金額は釧路市の業務用の超過料金の金額で供給させていただいております。分水の部分につきましては、あくまでも法律上は私間の契約ということになります。道内でも一部、札幌市が石狩市と、北見市が端野町と、登別市が室蘭市と 3 地区ほどで分水が行われておりますけれども、あくまでも自分の所の住民の皆さんに供給する余剰の範囲、概ね 10% 内を目途に分水を行っています。今後の関係ですけれども、分水につきましては、4 年に一度契約の更新をしております、この 4 月に向こう 4 年間の分水協定書の締結をし直した状況にあります。その協約の中では双方特別の事情が生じて協約に基づく内容を履行できなくなった場合は、1 カ月前までに申し出ることとしております。資料につきましては、後ほど事務局を通してお届けしたいと思います。

二 瓶 議 長： よろしいですか。

松 橋 委 員： はい。

二 瓶 議 長： その他に皆さんからございませんか。

(「ありません。」の声)

二 瓶 議 長： ただ今、事務局から 5 回にわたって提案された協議事項(2)「調整方針修正案について」の提案項目数、通番 1 から通番 217 までの協議を終了したいと思いますが、ここまで提案された内容について了承するというところでよろしいでしょうか。

事 務 局： 本日の議論の中で再提案が必要な項目が 3 つあるものと判断いたしましたので、確認させていただきます。また最後にご質問がございました水道に関する関係資料については別途配布させていただくことにさせていただきますと思います。

再提案事項でございますが、通番 128 「都市公園の維持管理」については次回に改めて提案させていただきたいと考えております。それから、通番 56 「入居者選考委員会」、通番 152 「下水道審議会」の 2 点につきましても先ほどご論議がありましたように、地域に配慮する旨の文言を加えて次回再提案させていただきたいと考えております。

二 瓶 議 長： ただ今、事務局から 3 点、次回の小委員会の中で再提案をさせていただく項目につきまして説明がありました。それと先ほど、松橋委員から要求がありました水道に関する資料も、次回小委員会の時に皆さんに配布するという

お話がございました。この点も含めまして、本日の提案項目についての協議を終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

二瓶議長： ありがとうございます。それでは、協議事項(2)「調整方針修正案について」につきましては了承されました。

6 . 次回小委員会の開催について

二瓶議長： 以上で協議事項については終了いたしました。続きまして、会議次第4「次回開催日程について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 4ページをお開きください。第2回都市環境小委員会の開催でございますが、第2回目は8月26日木曜日13時30分より、会場を釧路市交流プラザさいわい3階にて開催を予定しております。

内容としましては、本日も未提案の23項目、再提案項目等の案件がございますので、それらを提案出来るよう整理して2回目にお諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

二瓶議長： ただ今、事務局から8月26日木曜日の13時30分、会場を交流プラザさいわい3階にて開催する説明がありました。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

二瓶議長： それでは、会議次第(5)「その他」となりますが、事務局から何かありますか。

事務局： ございません。

二瓶議長： それでは、委員の皆さんから何かございますか。

(「ありません。」の声)

7 . 閉会

二瓶議長： それでは、以上で予定されておりました協議事項につきまして全て終了いたしましたので、第1回都市環境小委員会を終了させていただきます。
皆様、大変ご苦労様でした。

(閉会 午前11時37分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会都市環境小委員会 委員長（議長） 二瓶雄吉

釧路地域4市町合併協議会都市環境小委員会 委員 松橋主幸

釧路地域4市町合併協議会都市環境小委員会 委員 川村利明